



山ト協適 8 1 号  
平成 2 7 年 9 月 2 日

会 員 各 位

(公社) 山形県トラック協会  
会長 矢 野 佳 伸



### 平成 27 年秋の交通安全運動の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「秋の交通安全運動」が 9 月 2 1 日 (月) から同月 3 0 日 (水) までの期間実施されますが、全日本トラック協会の実施計画及び山形県交通安全対策協議会主唱の実施要綱により取り組むことと致しました。

つきましては、貴事業所におかれましても実施体制を確立し、効果的に推進して輸送の安全を図っていただきますようお願い申し上げます。 敬具

記

#### 第 1 全日本トラック協会の実施計画

##### 1 安全運行の確保

事業者 (運行管理者を含む。以下「事業者」) は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。特に、事業用トラックによる死亡事故の 3 割が交差点で発生している現状を踏まえ、「交差点事故の防止」を最重点項目として徹底する。

##### 《最重点推進項目》

###### (1) 交差点事故の防止

全ト協制作の「交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」を活用した運転者教育を実施するとともに、横断歩道手前で最徐行又は一時停止し、左右をよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との接触事故の防止を図る。

##### 《重点推進項目》

###### (2) 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。

(3) **夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止**

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早目点灯と、昼間より控えめの速度で走行することを励行する。

(4) **シートベルトの正しい着用の徹底**

運転者を含む全ての乗務員に対し、シートベルトの適正な着用を徹底する。

(5) **飲酒運転の根絶**

飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施する。

(6) **追突事故の防止**

追突事故を防止するため、国道交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用し、追突事故を防止する。

(7) **トレーラ事故の防止**

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、鋼材等の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故を防止する。

(8) **高速道路における事故の防止(「レッツブレイク!キャンペーン」※の推進)**

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとるなど、高速道路における事故を防止する。

※警察庁・国交省・全ト協・高速道路会社等が一体となった事故防止の取り組み

(9) **「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚**

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛ける。

(10) **健康起因事故の防止**

国交省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等に基づき、点呼時において運転者の健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故を防止する。

(11) **過労運転の防止**

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び休憩のための時間が十分に確保されるよう勤務時間や乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対して運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、乗務割の作成を行い、点呼時等に運転者の健康状態を確認するよう指示し、過労運転を防止する。

(12) **「危険ドラッグ」の根絶**

「危険ドラッグ」の使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等において、「危険ドラッグ」の使用による運転の悪質性・危険性を

十分に理解させ、「危険ドラッグ」を根絶する。

## 2 車両の安全性確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検を確実に実施する。

## 3 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者は、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等の活用により、事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

※ 参考「事業用自動車安全通信」登録用 URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>

## 4 広報活動の推進

事業者は、地域で実施される交通安全運動出発式等諸行事に積極的に参加するとともに、「しっかり止まって はっきり確認」等のぼり旗を掲出し、本運動の周知と安全意識の向上を図る。

## 第2 山形県交通安全対策協議会主唱「平成27年度秋の交通安全県民運動」実施要綱 ～別添（抜粋）～

◎ 9月30日（水）は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

以上



山形県交通安全シンボルマーク

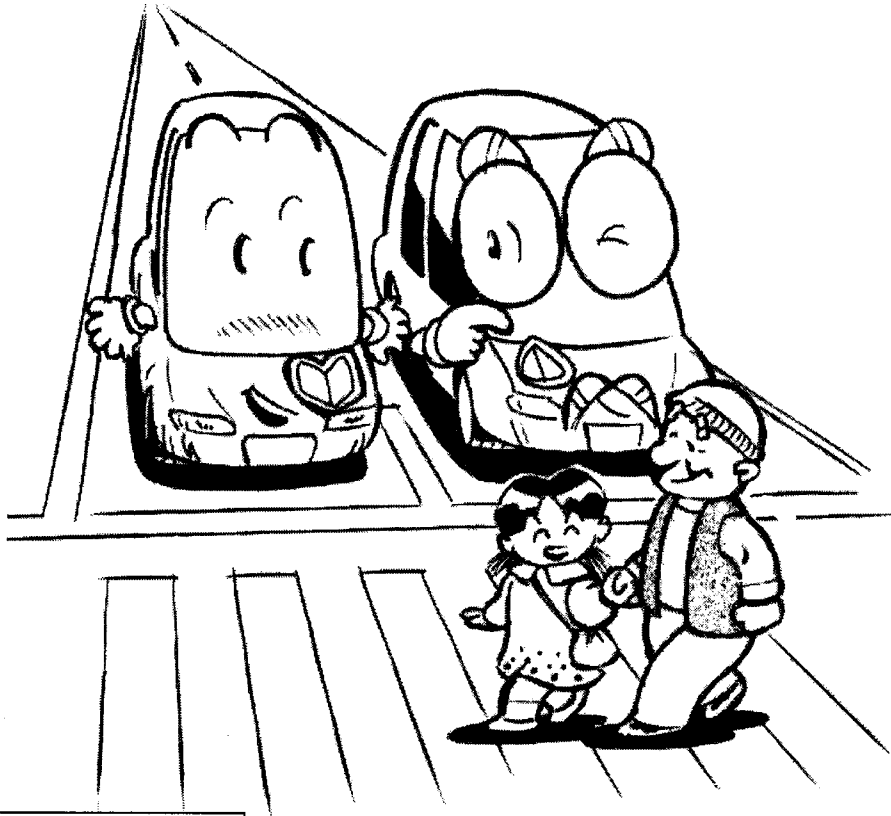
平成27年度

# 秋の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 9月21日(月)～9月30日(水)

9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



## 運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止  
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 道路横断時・交差点における交通事故防止(歩行者保護意識の徹底)

主唱 山形県交通安全対策協議会